○総務省告示第二百四十二号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十二条第五号の規定に基づき、損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準を次のように定める。

平成二十年四月二十一日

総務大臣　増田　寛也

損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準

第一　総括的事項

一　定義

1　本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　損失補償債務等負担見込額　地方公共団体の損失補償又は保証に係る債務（地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人に係るものを除く。）に対する一般会計等負担見込額をいう。

（２）　出資法人等　地方公共団体が出資、出えんその他の財政援助を行った法人をいう。

（３）　金融機関等　金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う者（この告示に基づいて一般会計等において負担することが見込まれる額の算定を行う当事者である地方公共団体を除く。）をいう。

（４）　公的保証機関　信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。

（５）　制度融資　金融機関等が地方公共団体との契約等に基づき不特定多数の事業者等に行う融資をいう。

（６）　損失補償付債務　地方公共団体が損失補償を行う出資法人等の債務のうち当該損失補償の対象としているものをいう。

（７）　民法法人　民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人をいう。

（８）　会社法法人　会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき設立され法人をいう。

（９）　要償還債務　出資法人等の債務（第二の二の３(９)により自己資本とみなすものを除く。）の総額をいう。

２　本基準における用語の使用については、１に定めるもののほか、地方公共団体の財政の健全化に関す

る法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第394号。以下「令」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の例による。

二　損失補償債務等の評価の区分

損失補償債務等負担見込額は、次の区分ごとに定める基準に従って算定するものとする。

１　地方公共団体の財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償（２に掲げるものを除く。）

（１）　民間金融機関等からの借入れ等の債務に係る損失補償（(２)に掲げるものを除く。）

（２）　国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う法人の借入れ等の債務に係る損失補償

２　公的信用保証、制度融資等に係る損失補償

（１）　公的保証機関の保証債務に係る損失補償

（２）　制度融資に係る金融機関の貸付けに係る損失補償

３　その他の形態の損失補償又は債務保証

三　評価結果の適切な開示

個々の法人に係る評価結果の公表については、関係法令の規定も踏まえ、法令に基づき適切に対処するものとするとともに、関係者の理解が得られるよう留意するものとする。

四　その他

本基準のほか、各年度の規則第12条第５号に規定する損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に当たり必要な事項は別に定める。

第二　地方公共団体の財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額の算定の基準

一　算定方式の区分

１　地方公共団体の法人への財政援助として金融機関等からの借入れ等の債務に対し、地方公共団体が損失補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額は、（１）又は（２）のいずれかの方法によって算定するものとする。

（１）　標準評価方式（次のイからハまでの方法を用いて算定する方式）

イ　財務諸表評価方式（公表された財務諸表等から債務者区分等を判定する方法をいう。）

ロ　外形事象評価方式（経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法をいう。）

ハ　格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

（２）　個別評価方式（次のイからハまでの方法を用いて算定する方法）

イ　資産債務個別評価方式

ロ　経営計画個別評価方式

ハ　損失補償付債務償還費補助評価方式

２　複数の地方公共団体が損失補償を行っている出資法人等の債務等に係る損失補償債務等負担見込額の算定に当たっては、関係地方公共団体間で協議を行い、統一した手法で算定するものとし、次の（１）から（３）までの例により、出資法人等の債務等に係る損失補償債務等負担見込額の総額を関係地方公共団体間で適切に分担して将来負担比率に算入するものとする。

（１）　財務諸表評価方式による場合には、原則として、すべての損失補償を１の地方公共団体が行ったものと仮定して算定した損失補償債務等負担見込額について、関係地方公共団体の損失補償残高の割合に応じてあん分して将来負担比率に算入するものとする。

（２）　外形事象評価方式による場合には、損失補償付債務の元利償還金に対する財政支援の割合に応じ

て損失補償債務等負担見込額を算定するものとする。

（３）　格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法又は個別評価方式による場合には、関係地方公共団体間で協議して損失補償債務等負担見込額を算定し、あん分により関係地方公共団体の将来負担比率に算入するものとする。

二　標準評価方式

１　標準評価方式とは、出資法人等の損失補償付債務を次の（１）から（５）までに掲げる区分（以下「債務区分」という。）に分類し、当該損失補償を付した金額に、当該債務区分ごとに定める乗率（以下「算入率」という。）以上で地方公共団体が当該法人ごとに定める率を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とする算定方法をいう。

（１）　Ａ（正常償還見込債務）　10％

（２）　Ｂ（地方団体要関与債務）　30％

（３）　Ｃ（地方団体要支援債務）　50％

（４）　Ｄ（地方団体実質管理債務）　70％

（５）　Ｅ（地方団体実質負担債務）　90％

２　標準評価方式による区分を行う場合において、出資法人等の売上げの継続的な減少等特に考慮すべき事情がある場合には、算入率を高めることを検討するものとする。

３　財務諸表評価方式

（１）　財務諸表評価方式とは、出資法人等を次のイからハまでの区分に分類し、（２）から（４）までに定める方法により、当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況、当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況等に応じ、当該出資法人等の損失補償付債務を債務区分に分類し、損失補償債務等負担見込額を算定する方式をいう。

イ　一般法人　ロ又はハ以外の会社法法人、民法法人、社会福祉法人その他の法人をいう。

ロ　地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人　鉄軌道事業、上水道事業、工業用水道事業、下水道事業、市場事業、港湾事業、産業廃棄物処理事業を行う法人で、地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの２分の１以上を出資している法人をいう。

ハ　不動産取引型法人　地方住宅供給公社のうち住宅又は宅地の売買を主たる業務とするもの、住宅

又は宅地等の不動産の売買を主たる業務とする法人等で地方公共団体が２分の１以上を出資するもの及び民法法人である農地保有合理化法人で地方公共団体が出えんしているものをいう。

（２） 一般法人に係る損失補償付債務の債務区分は、別紙１－１の表に定めるところによる。この場合において、同表中「純資産の状況」欄について当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況に応じ、また、同表中「損益計算書上の経常損益」欄について当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況に応じて定められた債務区分に分類するものとする。

（３） 地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人に係る損失補償付債務の債務区分は、別紙１－２の表に定めるところによる。この場合において、同表中「純資産の状況」欄について当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況に応じ、また、同表中「損益計算書上の経常損益」欄について当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況に応じて定められた債務区分に分類するものとする。

（４） 不動産取引型法人に係る損失補償付債務の債務区分の分類方法は、別紙１－３の表に定めるところによる。この場合において、同表中「純資産の状況」欄について当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況に応じ、また、同表中「損益計算書上の経常損益」欄について当該年度の前年度の損

益計算書上の経常損益の状況に応じて定められた債務区分に分類するものとする。

（５） 不動産取引型法人の基準は、国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う法人のうち、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第９条第２号の森林整備法人（四において「林業公社」という。）の財務諸表に必要な修正を行った上で準用するものとする。

（６） 災害その他の特別の事情により当該年度の前年度における損益計算書上の経常損益を用いることが適当でないと考えられるときは、当該年度の前々年度における経常損益、当該年度の前年度前３年度の経常損益の平均値その他過去の経営実績に基づき適当な方法により算出した額を算定に用いることができるものとする。

（７） 損失補償付債務について地方公共団体の損失補償に優先して実行されることが契約上明らかな物上担保等の信用補完がある場合には、当該信用補完の実行が見込まれる額を損失補償付債務の額から控除した額に算入率以上の率を乗じて算定するものとする。ただし、当該信用補完が土地に対する物上担保である場合の控除額は、規則第４条第２項第２号から第７号までに定める方法のいずれかにより算定するものとする。

（８） 財務諸表評価方式に用いる財務諸表は、次のイからへまでの条件をみたさなければならない。

イ 監査法人又は公認会計士の監査が行われたものその他財務諸表が出資法人等の財政状態、経営成績等を適正に表示していることについて地方公共団体の監査委員の監査その他の方法により確認されているものであること。

ロ 経常損益の計算に用いる損益計算書において、出資法人等の元利償還金の一部に対する地方公共団体からの補助金等の財政援助（委託費、使用料として支出されているものであっても当該支出の水準等から判断して実質的に補助金等と同等の効果を有すると考えられるものを含み、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものを除く。）を経常収益に計上していないものであること。地方公共団体からの補助金等の財政援助を経常収益に計上している場合にあっては、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除すること。

(イ) 料金減免に対する補助金又は負担金であって減免前の料金収入との差額に相当するもの（出資法人等以外の法人にも支給される敬老乗車証に係る料金収入相当額、低所得者に対する特例的家賃減免に係る料金収入相当額等であって、料金減免に対する補助金又は負担金であることが明

確なものに限る。）

（ロ）　出資法人等以外の法人にも同様の条件で支出される補助金、介護保険給付費等

（ハ）　民法法人が地方公共団体による補助金等の交付業務を実質的に代行している場合における地方公共団体から民法法人に対する補助金等であって、当該法人が第三者に分配又は交付することが予定されているもの

ハ　民法法人については、最新の公益法人会計基準に基づいて作成された財務諸表を用いることとし、正味財産増減計算書の当期経常増減額を経常損益として用いること及び貸借対照表の正味財産合計の額を純資産の額又は債務超過額として用いることを原則とする。地方公共団体からの補助金等の財政援助を一般正味財産増減の部の経常収益に計上している場合には、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除するものとする。

ニ　不動産の売買を主たる業務とする会社法法人の純資産の額又は債務超過額の計算に用いることができる財務諸表は、原則として販売を目的として所有する資産について一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて適切に強制評価減等の減損を行って作成されたものとする。ただし、

これによらない財務諸表を用いる場合であっても、売買契約の申込みの勧誘を行っている土地について規則第４条第１項の規定に準じた評価を行い、未売出土地について規則第９条第２号算式の符号Ｅの例に準じた評価を行って貸借対照表上の純資産の額又は債務超過額に必要な調整を加えたときは、当該調整後の純資産の額又は債務超過額を用いることができるものとする。

ホ　不動産の売買を主たる業務とする民法法人の純資産の額又は債務超過額の計算に用いることができる財務諸表は、販売を目的として所有する資産について最新の公益法人会計基準に基づいて適切に強制評価減等の減損を行って作成されたものに限る。ただし、これによらない財務諸表を用いる場合であっても、売買契約の申込みの勧誘を行っている土地について規則第４条第１項の規定に準じた評価を行い、未売出土地について規則第９条第２号算式の符号Ｅの例に準じた評価を行って貸借対照表上の純資産の額又は債務超過額に必要な調整を加えたときは、当該調整後の純資産の額又は債務超過額を用いることができるものとする。

ヘ　社会福祉法人については、原則として、事業活動収支計算書の経常収支を経常損益として、貸借対照表の純資産の部合計の額を純資産の額又は債務超過額として用いるものとし、その他企業会計

の基準又は公益法人会計基準以外の会計基準によることとされている法人にあっては、それぞれの会計基準に基づき、経常損益、純資産に相当するものを用いて債務区分に分類するものとする。

（９） 純資産の額又は債務超過額の計算上、損失補償を付している地方公共団体の貸付金の財源が一般財源等であるとき又は地方債を財源としている場合であって将来負担比率の算定において当該地方債の償還金を特定財源として算入していないときは、当該貸付金を自己資本とみなして、貸借対照表上の純資産の額又は債務超過額を算出して適用することができるものとする。

(10) 出資法人等の会計年度の始期又は終期が地方公共団体の会計年度の始期又は終期と異なる場合においては、原則として、半期報告書、四半期報告書等を用いて地方公共団体の会計年度における当該年度の前年度と同一の期間における経常損益及び地方公共団体の会計年度における当該年度の前年度の末日における純資産の額又は債務超過額を試算して適用するものとする。ただし、半期報告書、四半期報告書等を作成していないことその他のやむを得ない事情がある場合には、地方公共団体の会計年度における当該年度の前年度の末日までに終了した直近の財務諸表によることができるものとする。

(11) 出資法人等の会計年度が１年に満たない場合には、経常損益の額を１年間を通じての経常損益に

置き換えて適用するものとする。

4　標準評価方式による財務諸表等に基づく債務区分の分類に当たって、出資法人等に次の(１)から(３)までのような事情があるときは、当該(１)から(３)までに定める債務区分とすることができるものとする。ただし、出資法人等の経営の実態等から判断して、これらの債務区分とすることが不適当と考えられる場合においては、これらの方法を用いてはならない。

（１）　出資法人等が営業開始前であるとき　Ａ（正常償還見込債務）

（２）　出資法人等が営業開始から３年以内であるとき　Ａ（正常償還見込債務）

（３）　出資法人等の設立からおおむね５年以内に経常利益を生じ、かつ、売上げ及び経常利益が事業計画に比しておおむね７割以上確保されているとき　Ａ（正常償還見込債務）

5　外形事象評価方式とは、出資法人等の経済的取引や出資者等の支援等の事象に基づき、損失補償付債務を別紙２に定める債務区分に分類して損失補償債務等負担見込額を算定する方式をいう。

6　財務諸表評価方式による債務区分及び外形事象評価方式による債務区分が一致しない場合には、原則として、算入率が高い債務区分に分類するものとする。ただし、さらに算入率が高い債務区分に分類す

ることが適当と考えられるときは、当該債務区分に分類するものとする。

7　格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

（1）　出資法人等が地方公共団体から補助金又はこれに類する財政支援（損失補償、出資又は貸付けを除く。）を受けていない場合において、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成19年金融庁告示第28号）に定める適格格付機関の依頼格付を取得している場合にあっては、当該格付けに基づき、損失補償付債務の債務区分を分類することができる。この場合において、当該出資法人等の債務の全額に損失補償を付している場合における債務区分は別紙３に定めるものとする。ただし、債務区分の分類に当たり考慮すべき特段の事情があるときは、別紙３に定める債務区分を当該事情に応じて調整して適用するものとする。

（2）　出資法人等が地方公共団体から損失補償、出資又は貸付けのほか、補助金又はこれに類する財政支援を受けていない場合において、次のイからハまでに定めるものから当該イからハまでに定める格

付けを取得している場合には、当該格付けに基づき、損失補償付債務の債務区分を分類することができる。この場合において、債務区分の分類は当該法人の債務の全額に損失補償を付している場合における債務区分は別紙４に定めるものとする。ただし、債務区分の分類に当たり考慮すべき特段の事情があるときは、別紙４に定める債務区分を当該事情に応じて調整して適用するものとする。

イ　株式会社格付投資情報センター　中堅企業格付け

ロ　スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ　日本SME格付け

ハ　株式会社日本格付研究所　取引先財務力評価サービス

三　個別評価方式

１　個別評価方式とは、出資法人等の当該年度の前年度の末日における時価による評価に基づき損失補償債務等負担見込額を算定する資産債務個別評価方式、当該年度の末日における将来キャッシュフローから損失補償債務等負担見込額を算定する経営計画個別評価方式又は当該年度前３年度の補助金等の財政支援の実績等に基づいて算定する損失補償付債務償還費補助評価方式のいずれかの方式により、損失補償債務等負担見込額を算定することをいう。ただし、個別評価方式により損失補償債務等負担見込額を

算定する場合にあっても、損失補償付債務の10％を下回る額を損失補償債務等負担見込額とすることはできないものとする。

２　資産債務個別評価方式又は経営計画個別評価方式により算定する場合には、原則として、当該評価について、公認会計士又は監査法人の関与、デュー・デリジェンスの専門家を含む第三者委員会等の場における評価結果の検討等適当と考えられる方法により評価の適正を期すよう努めるものとする。

３　資産債務個別評価方式

（１）　当該年度の前年度の末日における出資法人等の債務の総額から当該法人の所有する資産の時価による価額の合算額を控除した額又は損失補償付債務の額のいずれか少ない額を損失補償債務等負担見込額とするものとする。ただし、損失補償付債務の10％を下回る額を損失補償債務等負担見込額とすることはできないものとする。

（２）　資産の価額の算定については、次のイからニまでに定めるところにより算定するものとする。

イ　出資法人等の保有する土地の価額については、規則第４条第１項に定める方法により算定するものとすること。

ロ　地上権（借地借家法（平成３年法律第90号）に規定する借地権又は民法第269条の２第１項の地上権に該当するものを除く。）の価額、定期金給付契約であって当該契約に関する権利を取得した時点において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額、定期金給付契約（生命保険契約を除く。）で当該契約に関する権利を取得した時点において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額及び立木の価額の評価は、相続税評価額の算定の例による等適切な評価を行うこと。

ハ　棚卸資産の価額については、一般に公正妥当と認められる会計基準により適切な評価を行うこと。

ニ　地方公共団体の損失補償以外の信用補完との関係、損失補償に係る契約内容等についても適切に評価すること。

４　経営計画個別評価方式とは、出資法人等が地方公営企業に準ずる第三セクターである場合において、次の(１)又は(２)により算定した額を損失補償債務等負担見込額とする方式をいう。

（１）　規則第６条第２号の例により算定した同号算式の符号Ｄに定める期間が経過した後の負債の額及び当該期間内における地方公共団体の負担見込額を現在価値に割り引いた額の合算額から当該年度の

前年度の末日における純資産の額を控除した額

（２）　規則第６条第４号の例により作成した経営計画における同条第２号算式の符号Ｄに定める期間内における地方公共団体の負担見込額を現在価値に割り引いた額から当該年度の前年度の末日における純資産の額を控除した額

５　損失補償付債務償還費補助評価方式とは、出資法人等が行う事業が地方公営企業が行う事業に相当する事業であって、損失補償を付与した地方公共団体からの補助金等が損失補償付債務等の償還の全部又は一部の返済に充てられている場合において、当該損失補償付債務の元金償還金の財源に充てたと認められる額を元金償還金の額で除して得た数値で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算したものの３分の１の数値に当該年度の前年度の末日における損失補償付債務の額を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とする方法をいう。

四　国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う法人の借入れ等の債務に係る損失補償

１　国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う法人の借入れ等の債務に係る損失補償債務等負担見込額の算定については、修正財務諸表評価方式（財務諸表に補正を行った上で財務諸表評価方式を適用す

る方式をいう。）又は損失補償付債務償還費補助評価方式によるものとする。

２　林業公社についての修正財務諸表評価方式の適用においては、当該林業公社の財務諸表に次の補正を加えるものとする。

（１）　森林勘定における分収林の価額について、森林勘定の含み損益として将来の伐採時における正味販売価格を加減するものとすること。

（２）（１）の正味販売価格は、当該年度の前年度の末日における木材価格の時価（過去５年間の全国平均）に基づく将来の販売時点における木材の売却による収入の見込額に補助金を加えた額から、今後の事業費（直接事業費に限る。）の額及び分収交付金の額の合算額を控除した額を、現在価値に割り引いた額とすること。この場合において、現在価値に割り引いた額の算出に用いる比率は財政融資資金又は政府金融機関貸付金利を参照するものとし、現在価値に割り引いた額の算出に用いる年数は平均伐期齢と平均林齢との差を用いること。

（３）　経常損益を計算する損益計算書において森林勘定の資産に計上される分収林に係る借入金に対する利払いが営業外費用に含まれない場合にあっては、営業外費用に含むものとして必要な修正を行う

こと。

3　損失補償付債務償還費補助評価方式を採用する場合において、次のような経済的取引、出資団体等の支援等がある場合には、次のとおりとする。

（1）　損失補償が付された国の政策金融機関からの超長期の借入れ又は異なる地方公共団体からの借入れの償還に設立団体である地方公共団体からの補助金又は貸付金を充てている場合にあっては、当該損失補償付債務の元金償還金の財源に充てたと認められる額を元金償還金の額で除して得た数値に当該年度の前年度の末日における損失補償付債務の額を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とすること。

（2）　損失補償を行っている設立団体からの特定調停等の申立ては、経済的取引や出資団体等の支援等の事象としないこと。

第三　公的信用保証、制度融資等に係る損失補償債務等負担見込額の算定の基準

1　公的保証機関の保証債務（以下「公的信用保証」という。）に係る損失補償債務等負担見込額は、当該年度の前年度の末日における損失補償債務の残高に平均残存年数を乗じた額に、当該年度の前年度の

損失補償実行率（当該年度の前年度において地方公共団体が当該公的保証機関に損失補償金として支払った額から精算金額として返戻された額を控除した純計による額を当該年度の前年度の末日の損失補償債務の残高で除して得た値）を乗じた額とする。

２　金融機関等と地方公共団体の契約に基づき、金融機関等が不特定多数の事業者等に融資を行う場合において、金融機関等が行う融資に伴う損失に対する補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額については、当該年度の前年度の末日の損失補償付債務の残高に平均残存年数を乗じた額に、対象年度の損失補償実行率（当該年度の前年度において地方公共団体が当該金融機関等に損失補償金として支払った額から精算金額として返戻された額を控除した純計による額を当該年度の前年度の末日の損失補償債務の残高で除して得た値）を乗じた額とする。

３　当該年度の前年度において１又は２による損失補償債務等負担見込額の算定に影響を生じる特殊な事情がある場合には、当該年度の前年度前の合理的な範囲内の期間における損失補償実行率の平均等を用いることができるものとする。

４　地方公共団体の実情に応じ、損失補償対象債権について合理的な区分を設定し、当該区分ごとに算定

する等より精ちな算定方法を採用することができるものとする。ただし、当該精ちな算定方法を採用した場合においては、当該精ちな算定方法から１又は２による算定方法に戻ることは、原則として、できないものとする。

第四　その他の形態の損失補償又は債務保証に係る損失補償債務等負担見込額の算定の基準

第二又は第三以外の形態の損失補償又は債務保証に係る損失補償債務等負担見込額は、地方公共団体において、過去の実績等に基づき合理的と考えられる手法で算定した額とする。この場合において、当該損失補償又は保証に係る債務の額の10％を下回ることはできないものとする。

附　則

１　平成20年度における損失補償債務等負担額の算定においては、不動産の売買を主たる業務とする法人であって販売を目的として所有する資産について一般に公正妥当と認められる企業会計の基準又は最新の公益法人会計基準に基づいて適切に強制評価減等の減損を行って作成された財務諸表がない出資法人等であって、将来負担比率の公表までに第二の二の３（８）ニただし書又はホただし書の調整を行うことができないものは、調整することができなかった土地の価額について調整前の価額を用いた財務諸表に基づき区分

を評価することができるものとする。この場合、債務区分は、Ｃ（地方団体要支援債務）又はＣ（地方団体要支援債務）よりも算入率の高い債務区分に分類しなければならない。

２　平成20年度における損失補償債務等負担額の算定においては、民法法人が改正前の公益法人会計基準に基づいて財務諸表を作成することについてやむを得ない事情がある場合にあっては、経常損益は当期正味財産増減額とし、純資産の額又は債務超過額は貸借対照表の正味財産によることができるものとする。

別紙1－1　財務諸表評価方式（一般法人）

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="3"></td><td colspan="5">損益計算書上の経常損益</td></tr>
<tr><td colspan="4">経常損益が黒字</td><td colspan="5">経常損益が赤字</td></tr>
<tr><td>債務超過額の3分の1以上</td><td>債務超過額の5分の1以上3分の1未満</td><td>債務超過額の10分の1以上5分の1未満</td><td>債務超過額の10分の1未満</td><td colspan="5">経常赤字の損失補償付債務額に対する割合</td></tr>
<tr><td colspan="4" rowspan="8">A</td><td>20分の1未満</td><td>20分の1以上10分の1</td><td>10分の1以上5分の1未</td><td>5分の1以上2分の1未満</td><td>2分の1以上</td></tr>
<tr><td rowspan="8">貸借対照表上の純資産</td><td rowspan="7">資産超過</td><td>10年後において資産超過</td><td colspan="5">A</td></tr>
<tr><td>5年後において資産超過であって、
10年後において債務超過</td><td colspan="5">B</td></tr>
<tr><td>5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td></tr>
<tr><td>5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td>5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td>5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td></tr>
<tr><td>5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額以上</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td></tr>
<tr><td rowspan="6">債務超過</td><td></td><td colspan="4">経常黒字の債務超過額に対する割合</td><td colspan="5">経常赤字の損失補償付債務額に対する割合</td></tr>
<tr><td></td><td>債務超過額の3分の1以上</td><td>債務超過額の5分の1以上3分の1未満</td><td>債務超過額の10分の1以上5分の1未満</td><td>債務超過額の10分の1未満</td><td>20分の1未満</td><td>20分の1以上10分の1未満</td><td>10分の1以上5分の1未満</td><td>5分の1以上2分の1未満</td><td>2分の1以上</td></tr>
<tr><td>債務超過額が損失補償付債務額の4分の1未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td colspan="5">E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が損失補償付債務額以上</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td colspan="5">E</td></tr>
</table>

※　A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのことをいう。
　　資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において当該超える額をいい、損失補償付債務額とは、損失補償付債務の額をいう。

別紙１－２　財務諸表評価方式（地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3"></td><td colspan="10">損益計算書上の経常損益</td></tr>
<tr><td colspan="5" rowspan="2">経常損益が黒字</td><td colspan="5">経常損益が赤字</td></tr>
<tr><td rowspan="2">債務超過前要償還債務償還可能法人</td><td colspan="4">経常赤字の損失補償付債務額に対する割合</td></tr>
<tr><td>20分の1未満</td><td>20分の1以上10分の1未満</td><td>10分の1以上5分の1未満</td><td>5分の1以上2分の1未満</td><td>2分の1以上</td></tr>
<tr><td rowspan="6">貸借対照表上の純資産</td><td rowspan="5">資産超過</td><td>10年後資産超過</td><td colspan="5" rowspan="5">A</td><td rowspan="5">A</td><td colspan="5">B</td></tr>
<tr><td>10年後における債務超過額又は10年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td></tr>
<tr><td>10年後における債務超過額又は10年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td>10年後における債務超過額又は10年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td></tr>
<tr><td>10年後における債務超過額又は10年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td rowspan="6">債務超過</td><td>10年後における債務超過額又は10年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額以上</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="4">経常黒字の債務超過額に対する割合</td><td rowspan="2">減価償却前黒字</td><td colspan="5">経常赤字の損失補償付債務額に対する割合</td></tr>
<tr><td>債務超過額の3分の1以上</td><td>債務超過額の5分の1以上3分の1未満</td><td>債務超過額の10分の1以上5分の1未満</td><td>債務超過額の10分の1未満</td><td>20分の1未満</td><td>20分の1以上10分の1未満</td><td>10分の1以上5分の1未満</td><td>5分の1以上2分の1未満</td><td>2分の1以上</td></tr>
<tr><td>債務超過額が損失補償付債務の4分の1未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が損失補償付債務の4分の1以上2分の1未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が損失補償付債務の2分の1以上4分の3未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が損失補償付債務の4分の3以上損失補償付債務額未満</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>D</td><td colspan="5">E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が損失補償付債務以上</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>D</td><td>D</td><td colspan="5">E</td></tr>
</table>

※　A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのことをいう。
資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において当該超える額をいい、損失補償付債務額とは、損失補償付債務の額をいう。
債務超過前要償還債務償還可能法人とは、要償還債務の額を減価償却前経常利益の額で除して得た値が純資産の額を経常損失の額で除して得た額を下回る法人をいう。

別紙１－３　財務諸表評価方式（不動産取引型法人）

			損益計算書上の経常損益					
			経常損益が黒字	経常損益が赤字				
				経常赤字の損失補償付債務額に対する割合				
				20分の１未満	20分の１以上10分の１未満	10分の１以上５分の１未満	５分の１以上２分の１未満	２分の１以上
貸借対照表上の純資産	資産超過		A	A	A	B	C	D
	債務超過		経常損益が黒字	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合				
				20分の１未満	20分の１以上10分の１未満	10分の１以上５分の１未満	５分の１以上２分の１未満	２分の１以上
		債務超過額が損失補償付債務額の４分の１未満	B	B	C	D	E	E
		債務超過額が損失補償付債務額の４分の１以上２分の１未満	C	C	D	E	E	E
		債務超過額が損失補償付債務額の２分の１以上４分の３未満	D	D	E	E	E	E
		債務超過額が損失補償付債務額の４分の３以上損失補償付債務額未満	E	E				
		債務超過額が損失補償付債務額以上	E	E				

※　A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのことをいう。
　　資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において当該超える額をいい、損失補償付債務額とは、損失補償付債務の額をいう。

別紙2　外形事象評価方式

	元利金支払い状況	その他	損失補償を付した団体の追加支援
A　正常償還見込債務	条件緩和なし 延滞なし		損失補償付債務の元利償還費の10%未満しか、損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領していない。
B　地方団体要関与債務	条件緩和あり 1ヶ月未満の延滞		損失補償付債務の元利償還費の10%～30%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。
C　地方団体要支援債務	1ヶ月以上3ヶ月以内の延滞		損失補償付債務の元利償還費の30%～50%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。
D　地方団体実質管理債務	3ヶ月超6ヶ月未満の延滞		損失補償付債務の元利償還費の50%～70%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。
E　地方団体実質負担債務	6ヶ月以上の延滞	第3者から破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生等が申し立てられている。 手形交換所の取引停止処分を受けている。	損失補償付債務の元利償還費の70%以上の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。

※　本別紙の適用について、必要な事項は別に定める。

別紙3　格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ	フィッチレーティングスリミテッド
A　正常償還見込債務	BB-以上	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上
B　地方団体要関与債務	B	B	B	B	B
C　地方団体要支援債務	B、CCC	B、CCC	B、Caa	B、CCC以上	B、CCC
D　地方団体実質管理債務	CCC、CC	CCC、CC	Caa、Ca	CCC、CC	CCC,CC
E　地方団体実質負担債務	CC、C以上	CC、C、D以上	Ca、C	CC、C、D	CC、C、D

別紙4　格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

	株式会社格付投資情報センター　中堅企業格付け	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ　日本SME格付け	株式会社日本格付研究所　取引先財務力評価サービス
A　正常償還見込債務	bbb以上	bbb以上	7以上
B　地方団体要関与債務	bb以上	bb以上	6以上
C　地方団体要支援債務	b以上	b以上	5以上
D　地方団体実質管理債務	ccc以上	ccc以上	4以上
E　地方団体実質負担債務	ccc以上	ccc以上	2～3以上